

旧姓使用申請手続等について

公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員は、婚姻、離婚、養子縁組又は離縁その他事由により戸籍簿に記載された氏に変更があるとき、次の申請手続により婚姻等による変更前の氏を業務の遂行において使用することができます。

また、準会員は、同様の申請手続により、本会の準会員と称する際に婚姻等による変更前の氏を使用することができます。

申請書類

旧姓使用申請書（様式第1号又は様式第8号）

添付書類：旧姓が記載されている戸籍（除籍）抄本又は登録原票記載事項証明書

※申請書の氏名欄は、登録名簿上の戸籍名を記載してください。

ただし、旧姓使用申請者で、登録名簿の氏名を戸籍上の姓に変更していない場合には、申請者欄には変更前の登録名簿の氏名を記載し、変更登録申請書も提出してください。

旧姓使用に当たっての留意事項

- ・ 旧姓とは、婚姻等による変更前の氏で、旧姓使用を申請する公認会計士等の戸籍簿に記載されたことのある氏で本人が選択したものをいい、直前の氏や、公認会計士等として登録されたことのある氏に限られていません。
- ・ 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員が旧姓使用の許可を得た後には、法令等に別段の定めのある場合を除き、業務の遂行において常に旧姓を使用しなければなりません。そのため、旧姓使用の申請をする際には事前に勤務先の下承を得る必要があります。
- ・ 旧姓使用が認められても開業登録及び変更登録の申請は、登録名簿が戸籍名であることから戸籍名で申請することになります。
- ・ 監査報告書等の署名、事務所看板、名刺、名前入り封筒等は、旧姓を使用することになります。
- ・ 旧姓が使用できるのは、旧姓使用許可通知書に記載された許可年月日からとなります。
- ・ 旧姓使用の許可を得た後に、旧姓名と戸籍名とを随時使用するなど旧姓使用に支障があるときは、登録審査会の審査を経て、旧姓使用の許可を取り消す場合があります。
- ・ 本会からの事務所又は自宅に送付される郵送物等は全て旧姓名となります。特に、ご自宅を送付先とされている場合、郵便物等が旧姓名で届くかご確認ください。
- ・ 一般サイト「公認会計士等検索」及び会員マイページ「会員・準会員検索」は、旧姓のみの表記となります。
- ・ 離婚等により戸籍上旧姓に戻った場合には、直ちに、旧姓使用を廃止する必要があります。
- ・ 会計士補又は準会員から公認会計士に資格変更した場合は、再度旧姓使用の許可を得る必要があります。

以 上

【参考】

旧姓使用に関する事務取扱要領

(制 定 平成 16 年 4 月 6 日)
最終改正 平成 21 年 5 月 20 日

(目 的)

第 1 条 この要領は、公認会計士等登録事務細則第 4 条第 2 項、特定社員の登録、入会に関する事務細則第 5 条第 2 項及び準会員の入会等に関する事務細則第 6 条の 2 の規定に基づき、公認会計士、会計士補、外国公認会計士、特定社員(以下「公認会計士等」という。)又は準会員(会則第 4 条第 3 項第二号及び第五号の準会員を除く。以下同じ。)が、婚姻、離婚、養子縁組又は離縁その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍簿に記載された氏に変更がある場合において、法令に別段の定めがある場合を除き、婚姻等による変更前の氏を使用するときの事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この取扱要領において旧姓とは、旧姓使用を申請する公認会計士等又は準会員の戸籍簿に記載されたことのある氏で本人が選択したものをいい、直前の氏や、公認会計士等として登録されたことのある氏に限らない。

(旧姓使用の申請)

第 3 条 旧姓の使用を希望する公認会計士等又は準会員は、「旧姓使用申請書」(様式第 1 号又は様式第 8 号)を本会に提出して、許可を受けなければならない。

2 前項の申請書には、旧姓が記載されている戸籍(除籍)抄本又は登録原票記載事項証明書(外国人登録済証明書)を添付しなければならない。

(旧姓使用の許可)

第 4 条 本会は、前条の申請があったときは、旧姓使用に関する受付簿(様式第 2 号)に所要事項を記載して登録審査会において審査し、許可することが相当であると認められたときは、申請者に対し「旧姓使用許可通知書」(様式第 3 号又は様式第 9 号)を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、前条の申請が準会員によるものである場合にあっては、当該申請に係る審査は、これを専務理事に行わせることができる。

(旧姓使用の登録名簿への記載)

第 5 条 本会は、前条の申請を許可したときは、公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿、特定社員名簿又は準会員登録名簿(以下「登録名簿」という。)の備考欄に、旧姓名、許可年月日その他必要な事項を記載する。

(旧姓使用者の責務)

第 6 条 前条の規定により旧姓使用について登録名簿へ記載された公認会計士等は、法令等に別段の定めのある場合を除き、公認会計士等の業務の遂行上、常に旧姓を使用しなければならない。

(旧姓使用の廃止申請)

第 7 条 旧姓を使用している公認会計士等又は準会員がその使用を廃止するときは、「旧姓使用廃止申請書」(様式第 4 号又は様式第 10 号)に戸籍抄本を添えて本会に提出し、許可を受けなければならない。

(旧姓使用廃止の許可)

第 8 条 本会は、前条の申請があったときは、登録審査会において審査し、許可することが相当であると認められたときは、申請者に対し「旧姓使用廃止許可通知書」(様式第 5 号又は様式第 11 号)を交付する。

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項に定める旧姓使用廃止の許可について準用する。

(旧姓使用廃止の登録名簿等への記載)

第 9 条 本会は、前条の申請を許可したときは、登録名簿の備考欄の旧姓使用に係る記載事項を抹消し、登録名簿及び旧姓使用に関する受付簿に廃止の許可年月日等必要事項を記載する。

(旧姓使用許可の取消し)

第 10 条 本会は、第 4 条の規定により旧姓使用を許可した後において、旧姓使用に支障があると認めたときは、登録審査会の審査を経て、旧姓使用の許可を取り消すことができる。

(取消しの通知)

第 11 条 本会は、旧姓使用の許可を取り消したときは、当該公認会計士等又は準会員に対し理由を付して通知する。

(記載事項の証明)

第 12 条 公認会計士等、公認会計士等であった者及び準会員(以下「証明申請者」という。)は、本会に対し第 5 条に係る記載事項の証明書の交付を求めることができる。

2 証明申請者が、前項の証明書の交付を求める場合は、本会に備えた「旧姓使用許可証明交付願」(様式第 6 号又は様式第 12 号)に所定の事項を記入して、1 通につき 1 千円の手数料を添えて、本会に提出しなければならない。

3 証明書の様式は、様式第 7 号又は様式第 13 号によるものとする。

4 前 3 項の証明に係る取扱いについては、登録証明事務取扱要領第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定を準用する。

附 則

この取扱要領は、平成 16 年 4 月 7 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 11 日改正)

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 16 日改正)

この改正規定は、会則第 75 条の 2 の改正について、金融庁長官の許可があった日(平成 18 年 8 月 21 日)から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 7 日改正)

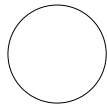
この改正規定は、平成 19 年 2 月 2 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日改正)

この改正規定は、会則第 31 条の 2 を加える改正規定の適用日(平成 20 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 20 日改正)

この改正規定は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。



捨
印

様式第1号(日本工業規格A4判)

No. _____

平成 年 月 日

日本公認会計士協会会長 殿

登録年月日 年 月 日
登録番号第 号
氏 名 ㊟

公認会計士
会 計 士 補 旧姓使用申請書
外国公認会計士
特 定 社 員

「旧姓使用に関する事務取扱要領」第3条により、下記のとおり旧姓を使用したい
ので、所定の書類を添えて申請いたします。

記

(ふりがな)

〔戸籍上の姓〕 _____

(ふりがな)

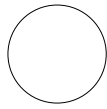
〔使用する旧姓〕 _____

添付書類

(注) 申請者欄には戸籍上の姓を記載し、標題の該当する資格を○で囲むこと。

※ 旧姓使用の申請の際に、登録名簿の氏名を戸籍上の姓に変更していない場合には、申請者欄には変更前の登録名簿の氏名を記載してください。

※ 旧姓使用の許可を得た後には、法令等に別段の定めのある場合を除き、業務の遂行において常に旧姓を使用しなければなりません。なお、本会からの郵送物等は全て旧姓名となります。



捨
印

様式第4号(日本工業規格A4判)

No. _____

平成 年 月 日

日本公認会計士協会会長 殿

登録年月日 年 月 日

登録番号第 号

氏 名 ㊞

公認会計士

会 計 士 補 旧姓使用廃止申請書

外国公認会計士

特 定 社 員

「旧姓使用に関する事務取扱要領」第7条により、旧姓の使用を廃止したいので、
所定の書類を添えて申請いたします。

記

(ふりがな)

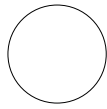
[今 後 使 用
する戸籍上の姓]

(ふりがな)

[従来使用していた
業務上の旧姓]

添付書類

(注) 申請者欄には戸籍上の姓を記載し、標題の該当する資格を○で囲むこと。



捨
印

様式第6号(日本工業規格A4判)

平成 年 月 日

日本公認会計士協会 御中

(申請者)

住 所

氏 名



公認会計士

会 計 士 補

旧姓使用許可証明交付願

外国公認会計士

特 定 社 員

下記の者が、次のとおり旧姓使用を許可されていることをご証明願います。

使用目的

提出先

記

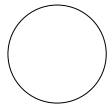
1. 被証明者の戸籍上の氏名 ○ ○ ○ ○

年 月 日 生

2. 被証明者が業務上使用する旧姓

3. 住 所

4. 登 録 番 号 第 号



捨
印

様式第 8 号（日本工業規格 A 4 判）

No. _____

平成 年 月 日

日本公認会計士協会会長 殿

（申請者）

入会年月日 年 月 日

準会員番号 第 号

氏 名 ⑩

準会員旧姓使用申請書

「旧姓使用に関する事務取扱要領」第 3 条により、下記のとおり旧姓を使用したいので、所定の書類を添えて申請いたします。

記

（ふりがな）

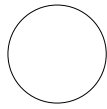
〔戸籍上の姓〕 _____

（ふりがな）

〔使用する旧姓〕 _____

添付書類

（注）申請者欄には戸籍上の姓を記載すること。



捨
印

様式第 10 号（日本工業規格 A 4 判）

No. _____

平成 年 月 日

日本公認会計士協会会長 殿

（申請者）

入会年月日 年 月 日

準会員番号 第 号

氏 名 ⑩

準会員旧姓使用廃止申請書

「旧姓使用に関する事務取扱要領」第 7 条により、旧姓の使用を廃止したいので、所定の書類を添えて申請いたします。

記

（ふりがな）

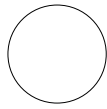
〔今後使用する戸籍上の姓〕 _____

（ふりがな）

〔従来使用していた旧姓〕 _____

添付書類

（注）申請者欄には戸籍上の姓を記載すること。



捨
印

様式第 12 号（日本工業規格 A 4 判）

平成 年 月 日

日本公認会計士協会 御中

（申請者）

住 所

氏 名

印

準会員旧姓使用許可証明交付願

下記の者が、次のとおり旧姓使用を許可されていることをご証明願います。

使用目的

提出先

記

1. 被証明者の戸籍上の氏名

年 月 日 生

2. 被証明者が使用する旧姓

3. 住 所

4. 準会員番号 第 号